

SAGA2024国スポ・全障スポ嬉野市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024国スポ・全障スポ嬉野市実行委員会会則（以下「会則」という。）第11条第3項の規定に基づき、SAGA2024国スポ・全障スポ嬉野市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(区分及び所掌事務)

第2条 専門委員会の区分及び所掌事務は、別表のとおりとする。

(組織)

第3条 専門委員会は、SAGA2024国スポ・全障スポ嬉野市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱した委員をもって構成する。

(役員)

第4条 各専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、議長は、委員長又は委員長が指名したものがこれに当たる。

2 専門委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

3 専門委員会の会議の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会の会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項

について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 第3条、第4条、第5条及び前条第1項、第2項並びに第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」、「委員長」とあるのは「部会長」、「副委員長」とあるのは「副部会長」、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 3 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年8月8日から施行する。
- 2 専門委員会及び専門部会の最初の会議は、第6条第1項及び第7条第2項の規定にかかわらず会長が招集する。

附 則

この規程は、令和2年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	所 掌 事 務
<p>総務企画 専門委員会</p>	<p>1 総合的な計画に関すること 2 広報及び市民運動に関すること 3 歓迎、おもてなし及び装飾に関すること 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること</p>
<p>競技式典 専門委員会</p>	<p>1 競技会の運営に関すること 2 競技施設及び関連施設の整備に関すること 3 開始式及び表彰式に関すること 4 その他競技式典に関すること</p>
<p>宿泊衛生 専門委員会</p>	<p>1 宿泊及び配宿計画に関すること 2 環境衛生及び食品衛生に関すること 3 防疫対策及び医療救護に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること</p>
<p>輸送交通 専門委員会</p>	<p>1 輸送計画に関すること 2 交通及び駐車場に関すること 3 警備及び消防防災対策に関すること 4 その他輸送交通に関すること</p>